

2021年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：五島振興局

2022年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	五島振興局	管理部 総務課	2021年 6月1日	長崎県五島振興局冷暖房関係機器保守業務	1,628,000	長崎市万才町3-5 三菱電機ビルテクノサービス 株式会社 長崎支店 支店長 浅野 学	本委託業務は、長年にわたり一般競争入札を実施してきたが、1者応札が続いていた。平成22年度～平成31年度においては、冷暖房機器の「点検・手入れ保全」及び「修理・取替作業」を仕様書に入れていたが、1者応札の状況が続いていたため、令和2年度においては、他者参入の妨げとなっていると考えられる「修理・取替作業」を削除し、「点検・手入れ保全」のみとする仕様の見直しを行ったものの、1者応札となった。 また、五島振興局の冷暖房機器は、冷媒にフロンガスを使用していることから、フロン排出抑制法に基づき年に1度の定期点検が義務付けられている。点検には専門的な知識が必要となるが、県内に対応可能な業者が1者しかいないため。	第167条の2第1項 第2号
2	五島振興局	建設部 河港課	2021年 8月11日	五島振興局土砂災害警戒区域等設定確認業務委託	1,467,400	大村市池田2丁目1311番3 公益財団法人 長崎県建設技術研究センター 理事長 田村 孝義	本業務は、高度な行政的な判断が求められるため、最も信頼できる相手を選定する必要がある。また、私権の制限等を行わせる基礎となるため、統一性、信頼性のもと、公平・中立な立場で確認を行う必要があり、調査業者から資金面、人面で直接影響を受けない委任先であることが求められる。	第167条の2第1項 第2号
3	五島振興局	建設部 河港課	2021年 10月18日	五島振興局建設部河港課積算技術業務委託	1,705,000	大村市池田二丁目1311番3 公益財団法人 長崎県建設技術研究センター 理事長 田村 孝義	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム（プログラム及びデータ）の流出防止も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号
4	五島振興局	建設部 河港課	2021年 12月6日	3五通砂第4-2号 中木場川通常砂防工事（立木売却益調査業務委託）	1,441,000	諫早市貝津町1122-6 長崎県森林組合連合会 代表理事会長 八江 利春	当業務は、工事区域内にある長崎県が所有する立木について、対象となる立木の売却予定額及び売却処分に係る経費及び廃棄を要する材の材積を算出する業務であり、立木を伐採し撤去する費用を算出するのみならず、その立木の市場価格を算出する業務であるため、伐採搬出に当たっての林業の専門的知識及び木材市場価格にも精通している必要がある。 このため、当該業務は県内全域にわたって実施されるため、その算定に当たっては、県内で統一的な視点による算出が求められ、経験も豊富な長崎県森林組合連合会を契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号

※別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2021年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：五島振興局

2022年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
5	五島振興局	建設部 管理・用地課	2022年 3月31日	福江港、玉ノ浦港及び富江港港湾緑地管理運営業務委託	5,348,710	五島市福江町1-1 五島市 五島市長 野口 市太郎	港湾の緑地については、地域振興に寄与することから、事業の際に、地元自治体が管理費の半分以上の負担に応じ維持管理を行うという協議のもとに整備している。さらに、五島市は「長崎県の事務処理の特例に関する条例」に基づき、岸壁や護岸、野積場等の港湾施設の軽微な維持補修や許可事務等を行っているが、「福江港、玉ノ浦港、富江港緑地」は、これらの港湾施設に隣接しており、緑地の管理を五島市が一体的に行うことが効率的、かつ合理的であることから適切な維持管理を図ることができる。以上の理由から五島市と随意契約を行うものである。	第167条の2第1項 第2号
6	五島振興局	建設部 管理・用地課	2022年 3月31日	漁港環境整備施設等管理運営業務委託	2,592,960	五島市福江町1-1 五島市 五島市長 野口 市太郎	漁港緑地については、地域振興に寄与することから、事業の際に、地元自治体が管理費の一部負担に応じ維持管理を行うという協議のもとに整備している。さらに、五島市は「長崎県の事務処理の特例に関する条例」に基づき、岸壁や護岸、野積場等の漁港施設の軽微な維持補修や許可事務等を行っているが、「荒川、三井桟、崎山漁港の各環境整備施設等」は、これらの漁港施設に隣接しており、施設の管理を五島市が一体的に行うことが効率的、かつ、合理的であることから適切な維持管理を図ることができる。以上の理由から、五島市と随意契約を行うものである。	第167条の2第1項 第2号
7	五島振興局	建設部 道路課	2021年 5月24日	3五道緑第3号 一般国道384号外4線道路緑化維持業務委託	15,290,000	五島市福江町1番1号 五島市 五島市長 野口 市太郎	一般国道384号外4線の道路機能や景観等、良好な道路環境を利用者並びに沿道住民に提供することを目的とし、県、市が管理している植樹帯の統一的な維持管理を行うため五島市に委託するものである。また、市道管理者である五島市では「道路美化事業」が推進されており、県事業を効率的に実施できる体制が整っていることから、四季をとおして継続した維持管理を実施することができる。以上のことから、五島市以外に当該業務を委託できる相手がいない。	第167条の2第1項 第2号
8	五島振興局	建設部 道路課	2021年 8月4日	3五道景第13号 一般県道奈留島線道路維持管理委託（除草工）	2,116,930	五島市三尾野町1丁目7-1 公益社団法人 五島市シルバー人材センター 理事長 野口 助好	・県では、高齢者の雇用の安定を図るため、「高齢者等者の雇用の安定等に関する法律」及び同法律第41条第2項に規定するシルバー人材センターの積極的な活用について、「シルバー人材センターの活用について（お願い）」平成29年9月8日）通知により推進しており、この方針に則ったもの。 ・当該箇所は、交通量が少なく、高齢者が作業しても安全であることから、五島市シルバー人材センターへ業務委託するものであり、センターを利用することで維持管理コストを抑えられる。 ・当路線における除草工については、例年入札不調が相次いでおり、民間業者による除草作業が困難な状況である。	第167条の2第1項 第2号

※別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2021年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：五島振興局

2022年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
9	五島振興局	建設部 道路課	2021年 8月4日	3 五道景第1 4号 一般県道杵島線道路維持管理委託（除草工）	1,377,219	五島市三尾野町1丁目7-1 公益社団法人 五島市シルバ ー人材センター 理事長 野口 助好	・県では、高齢者の雇用の安定を図るため、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」及び同法律第41条第2項に規定するシルバー人材センターの積極的な活用について、「シルバー人材センターの活用について（お願い）」（平成29年9月8日）通知により推進しており、この方針に則ったもの。 ・当該箇所は、交通量が少なく、高齢者が作業しても安全であることから、五島市シルバー人材センターへ業務委託するものであり、センターを利用することで維持管理コストを抑えられる。 ・当路線における除草工については、例年入札不調が相次いでおり、民間業者による除草作業が困難な状況である。	第167条の2第1項 第2号
10	五島振興局	建設部 道路課	2021年 10月25日	五島振興局建設部道路課積算技術業務委託	3,850,000	大村市池田2丁目1311番 3 公益財団法人 長崎県建設技 術研究センター 理事長 田村 孝義	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム（プログラム及びデータ）の流出防止も必要である。 このため、建設業者より資金面や人面で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号
11	五島振興局	建設部 福江空港管理事務所	2021年 9月9日	福江空港化学消防車継続検査業務	2,346,008	五島市吉久木町1446-1 旭自動車 有限会社 代表取締役 田坂 幸雄	空港の消防カテゴリー（消化能力）は就航する航空機の大きさで決められており、福江空港の運用時間内（8：00～19：30）は、大型化学消防車2台を必ず配置し出動可能な状態を保たなければならない。そのため、福江空港における車両の点検整備及び継続検査は空港運用時間外（19：30～8：00）に実施する必要がある。 また、大型特殊車両であることから大型ジャッキ等の設備を有している必要がある。この要件を満たすのは、過去の車検整備の実績がある旭自動車（有）に限定される。	第167条の2第1項 第2号

※別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2021年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：五島振興局

2022年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
12	五島振興局	建設部 福江空港管理事務所	2022年 1月27日	3 五振空第3 8号 福江空港除草業務委託	3,446,840	五島市三尾野1丁目7-1 公益社団法人 五島市シルバ ー人材センター 理事長 野口 助好	・当業務については、平成30年度から指名入札等の不調が続き、今年度は一般競争入札を実施したが、参加資格審査の申し出がなく不調となり、受注状況の改善が見込めない状況である。 ・一方、県では、高齢者の雇用の安定を図るため、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」及び「シルバー人材センターの活用について（ご案内）」（平成30年9月19日産業労働部雇用労働政策課長通知）によりシルバー人材センターの積極的な活用について推進している。また、障害者就労施設等の受注機会を確保するため、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律（優先調達法）」及び「障害者就労施設等からの物品等の調達について（依頼）」（令和3年6月24日）福祉保健部障害福祉課長通知により障害者就労施設等からの物品調達等についても推進しており、令第167条の2第1項第3号により随意契約とし、福祉関係のみの複数見積により実施。	第167条の2第1項 第3号
13	五島振興局	農林水産部 農村整備課	2021年 4月28日	3農整第103号 寺脇地区換地業務委託	8,207,700	五島市福江町13-7 寺脇土地改良区 理事長 平田 光昭	「県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」第3条により換地業務の委託先は、市町、土地改良区、その他知事が特別に認めた者となっているため。また、換地業務が地元の事情に精通し、専門的知識を必要とする点や、機密の保持、確実な業務運営と成果が見込まれる点などから契約の相手方は寺脇土地改良区とする。	第167条の2第1項 第2号
14	五島振興局	農林水産部 農村整備課	2021年 6月1日	3農整第104号 鎧瀬地区換地業務委託	4,594,700	五島市福江町13-7 鎧瀬土地改良区 理事長 山口 茂明	・「県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」第3条により、換地業務の委託先は市町、土地改良区、その他知事が特別に定めた者となっている。 ・土地改良区に委託することで機密の保持ができる。 ・換地業務は地元の事情に精通し、専門知識を必要とする。	第167条の2第1項 第2号
15	五島振興局	農林水産部 農村整備課	2021年 6月24日	3農整第110号 久賀地区換地業務委託	5,530,800	五島市福江町1-1 五島市 市長 野口 市太郎	・「県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」第3条により、換地業務の委託先は市町、土地改良区、その他知事が特別に定めた者となっている。 ・五島市に委託することで機密の保持ができる。 ・換地業務は地元の事情に精通し、専門知識を必要とする。	第167条の2第1項 第2号

※別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2021年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：五島振興局

2022年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
16	五島振興局	農林水産部 農村整備課	2021年 6月28日	3 農整第108号 寺脇地区ほ場整備実施設計業務委託	7,997,000	長崎市大黒町9番17号 長崎県土地改良事業団体連合 会 古川 隆三郎	本業務は、ほ場の区割、道路・排水路の配置計画、 最適なほ場計画標高の設定、土量運土計画に基づく施 工平面図の作成、道路・排水路の縦横断計画及び縦横 断図作成、工事発注が可能な工区毎の土量計算、工事 数量の集計表及び積算参考資料の作成等を行うもので ある。 そのため、本業務に必要な精度の高い土量計算シス テムを保有すると共に、県と同じ積算システムの使用 許諾を持ち、かつ九州農政局管内の「農業農村整備事 業発注者支援機関認定制度」において発注者支援機関 として認定され、公平性、中立性、守秘義務等が担保 されている団体は長崎県土地改良事業団体連合会のみ であるため。	第167条の2第1項 第2号
17	五島振興局	農林水産部 農村整備課	2021年 10月15日	3農整第115号 富江・日の出地区換地業務委託	5,512,100	五島市福江町13-7 富江土地改良区 理事長 中島 正光	・「県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務 の委託に関する要綱」第3条により、換地業務の委託 先は市町、土地改良区、その他知事が特別に定めた者 となっている。 ・土地改良区に委託することで機密の保持ができる。 ・換地業務は地元の事情に精通し、専門知識を必要と する。	第167条の2第1項 第2号
18	五島振興局	農林水産部 農村整備課	2022年 3月30日	3農整第121号 鏡瀬地区換地業務委託（その2）	3,396,100	五島市福江町13-7 鏡瀬土地改良区 理事長 山口 茂明	「県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の 委託に関する要綱」第3条の換地業務の可能な委託先 の内、土地改良法第52条他により、土地改良区があ る場合においては換地が実施できる最適な機関である ため。	第167条の2第1項 第2号
19	五島振興局	保健部 衛生環境課	2022年 3月31日	令和4年度 犬捕獲抑留抑留等業務委託	2,352,000	非公開	平成25年度から平成28年度の契約について一般 競争入札を行ったが、1者応札が続いている。平成2 8年度には、入札参加資格を「犬の捕獲業務に携わっ た経験年数が1年以上の熟練した作業員がいる者」の みとしたが、1者応札となった。 当業務は、犬の捕獲抑留、殺処分並びに焼却処分 という特異な性質をもった業務であり、業務に関して 、地域の状況に精通し、信頼できる者に委託する必要 がある。 当人（契約の相手方）は、地域、地形及び犬猫の 習性等を熟知しており、経験豊富で技術性も高い。ま た、当業務は、地域住民とのトラブルも少なくないが 、対人への対応力もあり、最も信頼できる者である。 上記のような特殊性・困難性から、競争入札によ る契約は、委託目的が十分に達成されないおそれがあ るため適しないと判断した。	第167条の2第1項 第2号

※別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2021年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：五島振興局

2022年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
20	五島振興局	上五島支所 管理・用地課	2021年 4月1日	令和3年度漁港環境及び海岸環境整備施設管理 業務委託	1,368,750	南松浦郡新上五島町青方郷1 585-1 新上五島町 町長 石田 信明	①全管理対策の必要性 ・漁港管理者は、漁港の適正な維持管理を行う責めに 任じられている。 ・管理瑕疵が無いとするためには、構造、用途、場所 、利用状況等の諸条件を総合し、通常予想される危険 が防止できる程度の措置が必要である。 ②営造物の安全確保と危険の未然防止 ・施設の設置又は管理の瑕疵による事故の発生を防ぐ ためには、維持補修工事の物的補完と、使用規制等の 人的補完の両面の措置により安全の確保を図る必要が ある。 以上により、上記施設は、直営で管理すべきであるが 、行政責任がある市町に委託することでその維持管理 の適正化を図ることができるため。	第167条の2第1項 第2号
21	五島振興局	上五島支所 管理・用地課	2022年 3月31日	令和4年度公園・緑地・海岸飛沫防止帯等維持 管理業務委託契約	2,383,596	南松浦郡新上五島町青方郷1 585-1 新上五島町 新上五島町長 石田 信明	新上五島町は「長崎県の事務処理の特例に関する条例 」等に基づき、岸壁や護岸、野積場等の港湾施設の軽 微な維持補修や許可事務等を行っているが、「若松港 若松みなと公園、青方港藻緑公園及び有川港緑地」は これらの港湾施設に隣接しており、緑地等の管理を新 上五島町が一体的に行うことが効率的、かつ合理的で あること、また、新上五島町に相応の負担を求めるこ とで適切な維持管理を図ることができる。以上の理由 により、新上五島町と随意契約を行うものである。	第167条の2第1項 第2号
22	五島振興局	上五島支所 建設課 河港班	2021年 7月2日	有川港防災・安全改修工事（防波堤（改良）（ 2）適合性確認業務）	1,980,000	東京都港区西新橋1-14- 2 一般財団法人 沿岸技術研究 センター 確認審査所長 春日井 康夫	本業務は、港湾法第56条の2の2第3項の確認を港 湾法施行規則第28条の3の規定に基づき確認申請を 行うものであるが、本業務は、港湾法第56条の2の 3の規定により国土交通大臣の登録を受けたものしか 行えない。当該地区において、この登録を受けている のは一般財団法人沿岸技術研究センターのみであるた め、随意契約を行うものである。	第167条の2第1項 第2号
23	五島振興局	上五島支所 建設課 河港班	2021年 7月12日	上五島支所建設部管内土砂災害警戒区域等設定 確認業務委託	1,230,900	大村市池田2丁目1 3 1 1 番 3 公益財団法人 長崎県建設技 術研究センター 理事長 田村 孝義	本業務は、高度な行政的な判断が求められるため、最 も信頼できる相手を選定する必要がある。また、私権 の制限等を行使する基礎となるため、統一性・信頼性 のもと、公平・中立な立場で確認を行う必要があり、 請負者から資金面、人事面で直接影響を受けない委託 先であることが求められる。よって、公益財団法人長 崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特 定する。	第167条の2第1項 第2号
24	五島振興局	上五島支所 建設課 河港班	2021年 11月15日	継子川砂防調査（積算技術業務委託）	1,540,000	大村市池田2丁目1 3 1 1 番 3 公益財団法人 長崎県建設技 術研究センター 理事長 田村 孝義	本業務は、工事の適切な発注を確保するために必要な 、設計図書及び積算関係資料を作成するものであり、 受注者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、 設計図書作成に使用する県の積算システム（プログラ ム及びデータ）の流出防止も必要である。このため、 建設業者より資金面や人事面で直接的な影響を受け ず、県の積算システムを使用できる唯一の者である公 益財団法人長崎県建設技術研究センターを契約の相手 方として特定する。	第167条の2第1項 第2号

※別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2021年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：五島振興局

2022年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
25	五島振興局	上五島支所 総務課	2021年 4月1日	令和3年度ガソリン単価契約	単価契約 @ 165.00	長崎市元船町2-8 長崎県石油協同組合 理事長 藤岡 秀則	平成30年6月議会で決議された「入札制度等県の発注方式の改善に関する決議の特例措置に関する決議（「公用車の燃料調達にかかる契約方法の見直し」について）を受け、平成31年1月25日に本庁随意契約適正化推進協議会において「『公用車の燃料調達にかかる契約方法の見直し基準』に基づき、①円滑な燃料調達ができるか②経済的合理性に反しないか③公正性に反しないかの3つの要件を満たしていれば、長崎県石油協同組合と一者随意契約を行う」という決定がなされた。 この決定を受け、上五島支所において検討を行った結果、下記のとおり全ての要件を満たしていることから、長崎県石油協同組合と一者随意契約を行うこととした。 ① 円滑な燃料調達 ・石油協同組合に加入している給油所は、新上五島町内（旧5町全域）に18か所あり、 質・量ともに安定した燃料供給が可能である。 ② 経済合理性 ・H30年度までは契約した有川地区の給油所1店舗のみでしか給油ができなかったが、今後は新上五島町全域で給油が可能となり利便性が向上する。 ・当該契約は石油供給網の強化に寄与し、災害時・緊急時の安定供給に資することができる。 ・組合は官公需適格組合であり、中小企業振興、地元優先調達に配慮されている。 ・これまでの予定価格積算方法（有川地区の物品登録業者5者からの聞き取り）と、石油協同組合と一者随意契約する場合の予定価格の積算方法（旧5町の組合員1者ずつからの聞き取り）を比較しても、金額に差がほとんどなく適正な価格で契約が可能である。 ③公正性 ・県の物品登録業者が新上五島町内に7者いるが、すべて石油協同組合に加入していることから、当該業者が受注機会を失うことにはならない。	第167条の2第1項 第2号
26	五島振興局	上五島支所 総務課	2021年 11月30日	上五島支所庁舎雨漏り修繕業務	1,067,000	南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷 7 8 7 -1 窄口ハウス 代表者 窄口 正裕	当業務については令和3年11月11日に契約済みであり、既に着手している。防水層を一部撤去したところ、当初契約時点では想定していなかった緩衝材が見つかった。緩衝材が水分を含み撤去が困難であることから施工方法の変更が必要となったが、既に現場の確認を済ませ昇降足場の設置も済んでいるため、新たに発注するよりも現在締結している契約を変更した方が効率的であり有利と認められる。そのため、現在契約中の窄口ハウスを契約の相手方として特定し、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により随意契約とする。	第167条の2第1項 第6号

※別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。